

延監第111号
令和7年11月17日

令和7年度

定期監査報告書

(令和7年8月～令和7年9月実施分)

延岡市監査委員

令和7年度 定期監査報告書

1 監査の対象

[健康福祉部] 生活福祉課

[北浦総合支所] 地域振興課 市民サービス課 産業建設課

[教育委員会] 社会教育課 文化財・市史編さん課 北浦分室

2 監査の期間

令和7年8月15日 から 同年10月15日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 服 部 俊 明

監査委員 比江島 久美子

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（債権管理に関する事務、各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効

率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和6年度及び令和7年度分（監査日現在まで）である。

6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略するが、監査結果を概ね適正なものとしている。

健康福祉部

生活福祉課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

北浦総合支所

地域振興課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

市民サービス課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

産業建設課

事務処理は適正なものと認められた。

教育委員会

社会教育課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

文化財・市史編さん課

事務処理は適正なものと認められた。

北浦分室

事務処理は概ね適正なものと認められた。